

名古屋市高齢者福祉電話相談活動要領

第1 趣旨

この要領は、ひとり暮らし高齢者等に定期的に電話訪問を行う高齢者福祉電話相談活動に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 電話相談場所

対象者の居住区に所在する福社会館内から行うものとする。

第3 電話相談活動

- (1) 電話相談活動は、福社会館の管理運営を行う指定管理者が、名古屋市社会福祉協議会ボランティアセンターの協力を得て行うものとする。
- (2) 電話相談をする者は、名古屋市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録されている者のうち、市内に居住している者で、高齢者福祉に関し、理解と熱意を有するものの中から、健康福祉局長が選ぶものとする。
- (3) 電話相談活動内容は、ひとり暮らし高齢者等に対する電話訪問による安否の確認、各種相談及び市長が必要と認める事項とする。

第4 電話相談時間

電話相談時間は、原則として、午前10時から午後4時までの時間の範囲内とする。

第5 電話相談回数

電話相談回数は、原則として週2回以上行うものとする。

第6 台帳等の整理

福社会館の館長は、電話訪問状況を把握するため相談状況に関する関係帳簿等を整備するものとする。

第7 社会福祉事務所長及び福社会館の連携

社会福祉事務所長及び福社会館の館長は、相互に密接な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、電話相談活動が円滑に遂行されるよう努めるものとする。

附 則

この要領は、昭和49年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。